

**必読**

# 暮らしの法律ナビ

No.33 オンラインゲーム  
によるトラブル

パソコンや携帯電話等の情報端末からインターネット回線に接続して遊ぶ「オンラインゲーム」の利用をめぐるトラブルは年々増加している。多くのオンラインゲームではゲームそのものは無料で利用することができるが、ゲームを進行させるために必要なキャラクターやアイテムを購入する時にお金が必要になるという仕組みになっている。従来の家庭用ゲームのように機械本体とソフトを購入する必要がなく、既に所持している情報端末があれば利用することができるので急速に利用者が増加している。

トラブル事例は①未成年者が携帯電話でゲーム利用して高額請求がきた。②ゲームサービス利用の解約をし

たが利用料の請求が続いている。③ゲーム事業者が個人情報等を漏洩したのに誠実な対応がなく退会手続きもできない。等々、多いようである。そもそもゲーム事業者との利用契約が「特定商取引に関する法律」や「消費者契約法」等から無効である場合もある。お困りの方は消費生活センターや消費者問題の専門家に一度相談してはいかがでしょうか。

**過払い金の返還請求なら****債務整理 離婚 相続 他****三田中央事務所**司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>